

■ 化学物質による環境リスクを減らすために

- 1 .市民・企業・行政のそれぞれの役割
- 2 .PRTRデータを活かす
 - (1)暮らしの中でできること
 - 1)関心を持つ・データを見る
 - 2)疑問に思ったことや分からないことを調べる
 - 3)毎日の暮らしを見直す
 - (2)リスクコミュニケーション
 - 1)企業や行政とコミュニケーションする
 - 2)化学物質アドバイザー制度や環境カウンセラー制度を利用する
- 3 .PRTRデータの活用例
 - (1)市民
 - (2)企業
 - (3)行政

1. 市民・企業・行政のそれぞれの役割

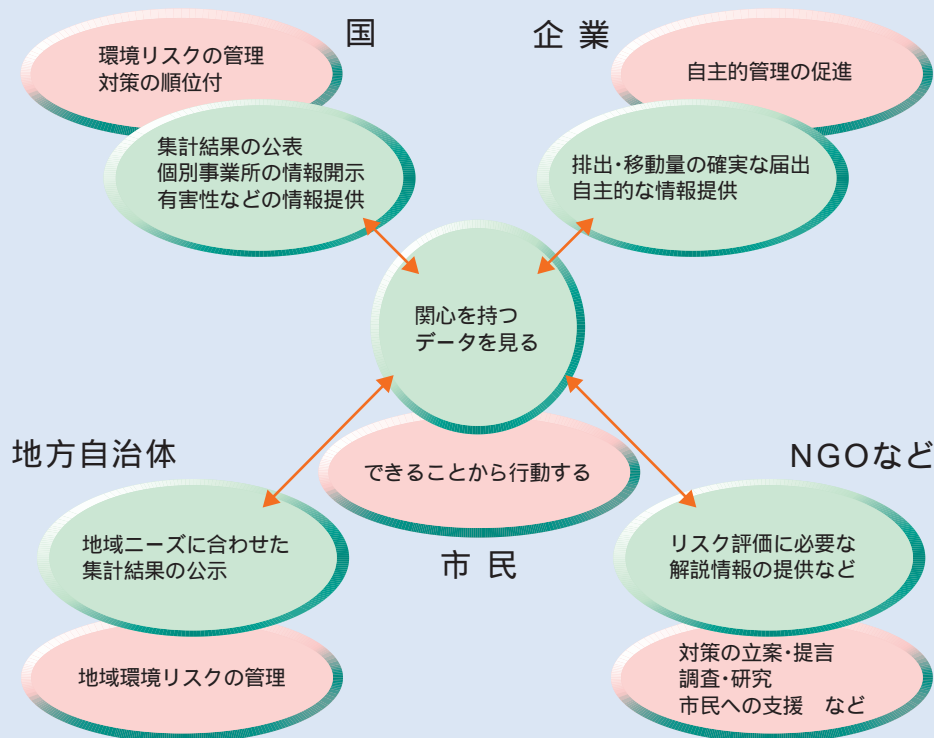
PRTR制度によって、どんな化学物質がどれだけ排出されているのかという情報を誰もが入手できるようになります。PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。これまで主に行政と企業の間で対策が進められてきた個別物質ごとの規制とは異なり、市民にも環境リスクを減らす取組に積極的に参加することができるようになります。

PRTR制度は、簡単に言えば「化学物質の排出、移動量に関する情報を集計し、公表する」というだけのきわめて単純な制度です。この制度では、国や地方自治体などの行政と企業、そして市民やNGOが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。

例えば、集計結果を公表したり、個別の事業所の情報を開示したりするのは国の役割です。企業は確実に届出を行うことに加え、自主的に情報提供を行うといった役割を担っています。市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。

また、市民や企業、行政は、PRTR制度によって明らかになった排出量や移動量の情報を利用して、それぞれの立場で化学物質による環境リスクを減らすための取組を進めていくことになります。行政は、どの物質から優先的に対策を行うか判断しながら国や地域の環境リスクを管理し、企業も、自主的に目標を設定して物質の削減を図ります。市民には、企業や行政の取組に目を配りながら、自らも毎日の暮らしを見直すなど、できることから行動を起こすことが求められています。

PRTR制度におけるそれぞれの役割



2 .PRTRデータを活かす

私たち市民がPRTRデータをどう活かせるかを考えてみましょう。

PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、企業や行政とコミュニケーションを図ることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

一人一人の興味や関心に応じて、私たちは次のようなステップでPRTRデータを役立てることができます。



身のまわりの化学物質の
ことを知る



地域の人たちと化学物質に
関わる問題について話し合う



企業や自治体の人と
意見を交換する

(1) 暮らしの中でできること

1) 関心を持つ・データを見る

新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、企業や自治体の説明会など、PRTRの結果を目にする機会は少なくありません。まず、データを見ることから始めてみましょう。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「分からない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

2) 疑問に思ったことや分からないことを調べる

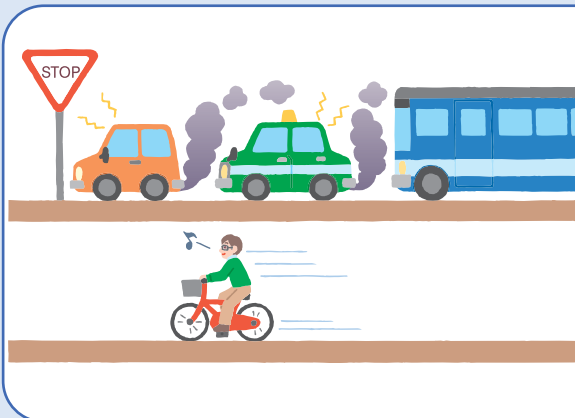
インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、企業や自治体の説明会などに参加し質問してみるといった方法があります。

3) 毎日の暮らしを見直す

PRTR制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、^{パラ}-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分です。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。



一人一人の暮らしのなかの小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはいかがでしょうか。



必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会も意外と多いものです。

まずは必要以上に買ったり、使ったりしないよう心がけてみてください。



捨てる時にはルールを守って

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。

表示をよく見る



環境への負荷が少ない商品を選ぶ

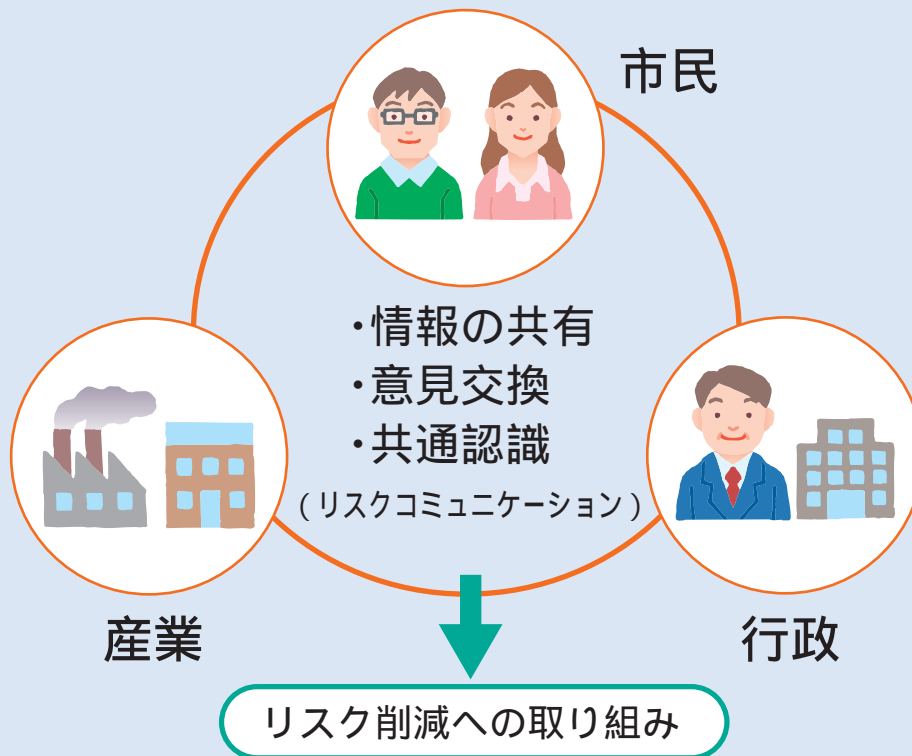
どんな物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な商品を選ぶなど、商品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。

消費者のこうした行動は、企業をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

(2) リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクを減らすには、一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることも重要ですが、地域全体で取組を進めるためには、企業や行政に対し市民が不安や疑問に感じたことを問い合わせるなど、市民、産業（企業等）、行政の間でコミュニケーションを図ることも欠かせません。

化学物質に関する情報を、市民、産業、行政のすべてが共有し、お互いに意思疎通を図ることを「リスクコミュニケーション」と呼びます。



言いかえるとリスクコミュニケーションとは、PRTRデータなどの情報を通じて、市民、産業、行政が情報の共有と相互理解を進めるものであり、化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基盤となるものです。

いきなりリスクコミュニケーションをしようとしても、なかなかできるものではありませんが、次のような行動がきっかけとなります。

まず、身近な地域のことを知る手がかりの一つとして、地元の企業ではどんな資源や物質を使って何を製造しているのかをPRTRデータパンフレットやインターネット、市勢要覧などで調べてみましょう。

その中で分からないことがあったら企業や行政、市民団体などに尋ねてみましょう。

さらに企業が開催する説明会に参加したり、企業の担当者に市民が参加する勉強会に来てもらい、もう少し詳しい様子を聞くということも考えられます。

こうした過程を通して、双方向の交流、つまり相手の顔が見えるような関係が生まれます。このようなコミュニケーションのなかで、化学物質やその環境リスクについての話題をとりあげてみてはいかがでしょうか。

1 企業や行政とコミュニケーションする

企業とコミュニケーションするには

環境報告書を作成したり、地域住民説明会を開催する企業も増えています。こうした動きに注目し、実際に環境報告書を読んだり、説明会に参加するなどして、化学物質に関するさまざまな情報を企業と共有していきましょう。まず、パンフレットや環境報告書が欲しいと問い合わせることから始めてみてはいかがでしょうか。

国から入手したPRTRデータや、環境報告書などに目を通し、質問や疑問があれば関心のある企業に直接問い合わせてみましょう¹。多くの企業には「お客様相談窓口」などが設けられています。また化学工業など業種によっては業界団体が情報提供を行っているところもあります。

環境改善に取り組む企業を積極的に評価するのも有効です。環境に配慮している企業の製品を選ぶ、企業や行政の担当者に応援メッセージや意見を送るといった方法があります。

行政とコミュニケーションするには

都道府県によっては、国の公表とは別に地域の実状に応じたPRTRデータの集計を行い、公表しているところもあります。自分の住む都道府県や市区町村でどのようなPRTR集計結果が公表されているか問い合わせてみましょう。また、都道府県や市区町村に、地域のニーズにあったPRTR集計結果を出してくれるよう働きかけてもよいでしょう。

PRTR集計結果の公表にあわせ、説明会などを開催する自治体もあります。機会があれば、参加してみてください。

「化学物質による環境リスクを減らすために具体的に何をしたらいいのか分からない」、「地域の企業とコミュニケーションをしたいがきっかけがない」といった時には、化学物質担当窓口で情報提供や相談にのってくれる自治体もあります。

市民参加による地域の環境測定などを行っている自治体もあります。積極的に参加して地域の化学物質問題を把握しておく、行政や企業との話し合いに役立ちます。

1. 企業や行政への質問や相談等の仕方について、その一例を紹介しているNGOがあります。有害化学物質削減ネットワーク(<http://toxwatch.xteam.jp/HP/PRTRinfo/AskThem.html>)

行政や企業と一緒に、対策について話し合ったり、計画を立てたりする

地域でどのように化学物質による環境リスクを減らしていくかについて、市民や企業が一緒に話し合う協議会などを設ける自治体も出てきています。地域の化学物質削減プランの策定などに関わっていくことも市民の大切な役割の一つです。

毎年公表されるPRTRデータは、どのように対策を進めるかを考えたり、対策が進んでいるかどうかを判断する基礎的な情報になります。自分たちの住む地域のPRTRデータを来年以降もぜひ見続けて下さい。

2 化学物質アドバイザー制度や環境カウンセラー制度を利用する

具体的に何をすればいいのかわからない時は、NGO・NPO²や専門家によるアドバイスやサポートを受けることもできます。

化学物質アドバイザー制度の利用

環境省では、皆さんの化学物質に関する疑問に答えたり、情報を提供したりする「化学物質アドバイザー」を、地域の市民グループや企業、行政などを対象に派遣する事業を試行中です。

化学物質アドバイザーは、化学物質や化学物質による環境リスクに関する専門知識を持ち、それを中立的な立場で的確に説明する能力を有する人材として、一定の審査及び研修を経て登録された方々で、現在25名の方が登録されています。

2004(平成16)年度は市民グループや企業、自治体など42回の利用がありました。化学物質アドバイザーの派遣を希望される場合は、以下の要領でお申し込み下さい。

.....

知りたいこと、依頼したいことは何ですか？

申し込む前に、ある化学物質について知りたい、PRTRという制度のことが知りたい、勉強会の講師をしてほしいなど、化学物質アドバイザーに何を依頼したいのかまとめて下さい。なお、化学物質アドバイザーは、トラブルや利害の調整には一切関与しません。

.....

会合の参加者や主催者の了解を得る

グループ代表者の個人的判断や、グループ内の限られたメンバーだけの判断で依頼することは避け、広く合意を得て下さい。また、依頼者が会合の主催者でない場合は、主催者に「化学物質アドバイザーが同席すること」の了解を得て下さい。

リスクコミュニケーション
化学物質アドバイザー

2. 特定の化学物質問題に取り組み、市民向けに情報を発信しているNGO・NPOもあります(114ページ参照)。

まず事務局に連絡を

下記の化学物質アドバイザーパイロット事業事務局に、依頼内容、来てほしい場所、希望する回数等を、分かる範囲で結構ですのご連絡下さい。相談用のフォームがありますのでご利用下さい(<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>)。

化学物質アドバイザーを選んで、申請書を提出すると、派遣スタート

依頼内容をもとに、事務局から候補となる化学物質アドバイザーが紹介されます。複数紹介された場合は、その中から1人を選んで下さい。その後化学物質アドバイザー本人から連絡がありますので、依頼内容や条件を確認して下さい。化学物質アドバイザーに依頼することが決まったら、「化学物質アドバイザー派遣に関する申請書」を事務局へ提出して下さい。この手続きが終わると化学物質アドバイザーの派遣がはじまります。

終わったらレポートを

アドバイザーの活動が終了したら、アドバイザーから渡される「化学物質アドバイザー結果報告書(依頼者用)」に必要事項をご記入の上、事務局に提出して下さい。

(化学物質アドバイザー事務局)

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19

(社)環境情報科学センター内
化学物質アドバイザー事務局

TEL: 03-3265-4000 FAX: 03-3234-5407

E-mail: adviser@ceis.or.jp

<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>

費用の負担について(パイロット事業期間中のみ)

化学物質アドバイザーの交通費は一定の条件内であれば事務局から支給されます。化学物質アドバイザーへの謝金は事務局からは支給されませんので、依頼したグループと化学物質アドバイザー本人とでご相談下さい。支払う場合は「化学物質アドバイザー育成パイロット事業謝金規定・旅費規定」の範囲になります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

次ページでは、化学物質アドバイザーの派遣事例をご紹介します。

事例紹介1 化学物質アドバイザー

「地域対話集会に参加する」

「近くの工場は何を造っているの?」「煙突から出ている煙は私たちに影響ないの?」など、近所の工場が気になる人は多いと思います。これらの疑問に答えるべく、工場が市民と意見交換する場を設ける事例が増えてきました。化学物質アドバイザーは、このような場に参加して化学物質についてより良く知っていただくため、中立的な立場から人への影響だけではなく、身近な商品に含まれている物質と関連づけて分かりやすく解説します。

写真は、エレクトロニクス製品メーカーが開催した対話集会の風景です。工場は自社の化学物質に関する取り組みを紹介し、市民は普段から疑問に思っていることを質問し、化学物質アドバイザーと進行役が意見交換を円滑に進め、工場が扱っている化学物質やその管理について理解を深めるためのお手伝いをしました。

参加した市民の感想は、「工場の積極的な取り組みに感心した」、「少しいだけ“こわい”から脱した」、「良い意見交換ができた」、「参加して良かった」などとても好評でした。



エレクトロニクス製品メーカーにおける地域対話集会にて
 正面左:化学物質アドバイザー
 正面右:進行役

事例紹介2 化学物質アドバイザー

「市民グループの勉強会に参加する」

私たちが日常生活でなにげなく使っている商品の中にはたくさんの化学物質が含まれています。これらの化学物質による人への影響、特に子どもへの影響に関心を持って勉強会などを開く市民グループが増えてきました。化学物質アドバイザーは、これらの勉強会で化学物質の有害性や使用上の注意など、化学物質と上手に付き合う方法について分かりやすく解説します。

写真は、「化学物質とアレルギー」をテーマにした市民勉強会の風景です。この他に「身の回りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんの生活に密接した化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や企業の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



市民主催の勉強会にて

環境カウンセラー制度の利用

環境カウンセラーとは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など(= 環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々で、2005(平成17)年3月現在、全国約3600名の登録があります。

事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」に区分されており、化学物質を専門分野に持つカウンセラーも登録されています。

環境カウンセラーの依頼は、希望者が直接カウンセラーに連絡をとって行います。インターネットの環境カウンセラー登録者検索ページ(<http://www.eic.or.jp/counselor/>)に、環境カウンセラーの氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績等が掲載されており、全国の環境カウンセラーを地域や専門分野といった条件で検索することができます。

また、地域ごとに「環境カウンセラー協議会」が組織されています。全国各地の協議会のリスト(<http://www.env.go.jp/policy/counsel/assc.html>)で、自分の住む地域の協議会に連絡すると、依頼内容に応じた適任のカウンセラーを紹介してもらうことができます

環境カウンセラーの詳細については、環境省環境カウンセラーホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/counsel>)を参照下さい。

カウンセリングに係る経費等、諸条件については、環境カウンセラーとカウンセリング希望者の間でご相談下さい。

3 PRTRデータの活用例

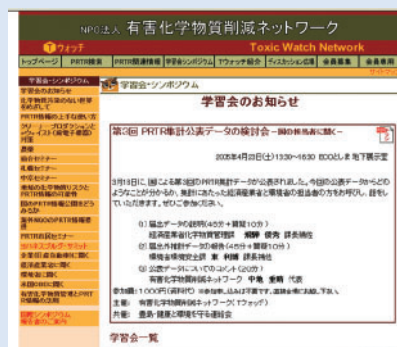
PRTRデータが公表されてから、市民・企業・行政はそれぞれの立場でPRTRデータを活用しています。ここでは、それらの活用例や化学物質対策に関する取組について取り上げます。

(1) 市民

NPO法人 有害化学物質削減ネットワーク(Tウォッチ)

(<http://toxwatch.xteam.jp/HP/>)

Tウォッチについては、PRTRデータの集計結果を独自に加工し、公表しているNGOとして 章(35ページ参照)で紹介しましたが、インターネット上での情報提供以外にTウォッチでは、定期的に学習会やシンポジウムなどを開催しています。学習会等では、企業やNGOのメンバー、専門家、行政の担当者など、立場の異なるさまざまな人を迎え、PRTRデータや化学物質をテーマとした話し合いの場等を提供しています。また、その学習会の詳細(議事録、資料等)についてもインターネット上で公開しています。



埼玉西部・土と水と空気を守る会

(<http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>)

所沢市周辺に集中立地した産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類や重金属類を始めとするさまざまな化学物質汚染の問題を契機に、埼玉西部の地域住民が集まり、地域の環境改善を目的として1998年(平成10年)に活動を開始した会です。

これまで、大気・土壌・水質環境調査を始めとする自主調査や産業廃棄物処理施設の実態調査など、市民の立場でさまざまな取組みを行っています。

また、地域でPRTRデータを活用し、環境改善に役立てる取組みも行っています。

その一例として、所沢市周辺にある事業所のPRTR情報を地図化して、ホームページ上に公開しています。




(所沢周辺PRTRデータ届出事業所MAP)

(2) 企業

PRTR大賞 受賞

平成16年度に国内で初めてPRTR制度に基づく優秀な活動について表彰する「PRTR大賞」(社団法人 環境情報科学センター主催)が創設され、化学物質の管理及びリスクコミュニケーションを積極的に推進する企業や事業所など、計13社が受賞しました。

PRTR大賞は、企業や事業所の化学物質管理等の取組状況を評価し、表彰することで、企業の自主的取組に対するインセンティブとするとともに、企業の社会的評価とPRTR制度に対する市民の関心を高めることを目的としています。平成16年度の受賞者は次のとおりです。

		
大賞	コニカミノルタホールディングス株式会社	
優秀賞	帝人株式会社(審査員特別賞)、キヤノン株式会社、ダイハツ工業株式会社 トヨタ自動車株式会社、富士写真フイルム株式会社(足柄工場)	
奨励賞	出光興産株式会社(徳山製油所・徳山工場)、イビデン株式会社 王子製紙株式会社、大王製紙株式会社(三島工場)、東洋紡績株式会社 日本発条株式会社、富士通株式会社	
		(賞別50音順)

PRTR大賞 化学物質管理・リスクコミュニケーションを積極的に行っており、かつ優れた成果を挙げ、他の規範となる事業所/企業	PRTR優秀賞 化学物質管理・リスクコミュニケーションについて積極的に努力している事業所/企業	PRTR奨励賞 化学物質管理・リスクコミュニケーションについて今後の更なる取組を奨励する事業所/企業
--	--	---

< PRTR大賞受賞・講評 >

コニカミノルタホールディングス株式会社
充実した化学物質管理体制や職員への環境教育とともに、地域住民を対象とした地域環境報告会を東京サイト、小田原サイトで毎年開催していること、また「日野市環境基本計画見直しにおける意見交換会」や日本レスポンスブルケア協議会主催の各種の対話活動に参加するなど、積極的に市民に開かれたリスクコミュニケーションを実施していることが高く評価されました。



表彰式・シンポジウムの様子(平成17年1月31日)

主催:(社)環境情報科学センター
後援:(社)日本化学会、(財)世界自然保護基金ジャパン、全国消費者団体連絡会、(株)化学工業日報社、日経エコロジー (順不同)

PRTR大賞の詳細については、(社)環境情報科学センターのホームページ(<http://www.ceis.or.jp/hyosho/index.html>)を参照下さい。

(3) 行政

中学・高校教師を対象としたリスク評価セミナーの開催(神奈川県)

神奈川県は、平成16年8月に2日間の日程で、県内の中学校・高校の教職員を対象とした化学物質のリスク評価方法を紹介するセミナーを開催しました。

このセミナーの目的は、地域の環境リスクを評価する手法を紹介し、学校での環境学習教材としての活用の可能性を探るというものです。参加者は、中学校・高校の教職員11名でした。

セミナー初日は、化学物質の有害性やPRTR制度の仕組み、大気シミュレーションの概要に関する説明を行った後、シミュレーションソフト(ADMAR)を用いて、平成13年度PRTRデータから、ベンゼンとトルエンの大気濃度を予測する、という実習を行いました。

2日目は、環境リスクの考え方や大気中の濃度から発がんリスクと吸収慢性毒性リスクの算出方法について説明を行った後、実測値と予測値の比較やリスク評価値の算出、ベンゼンの発がんリスクはどれだけ減らせるのか、という実習を行いました。そして最後に、環境学習教材として活用できるか否かについての意見交換が行われ、セミナーは終了しました。

セミナーを終えた参加者からは、

「40名 - 1クラスの教材としては難しいが、選択科目の材料として活用できる可能性はある。環境問題を扱うときの一つのテーマになると思う」

「工業高校では、グループ実習や課題研究のテーマとして十分対応できる」

などの意見が出されました。

ADMARの詳細については、産業技術総合研究所のホームページ
(http://www.riskcenter.jp/ADMAR/ja/index_ja.html)を参照下さい。

中小企業への自主管理の促進(神奈川県)

神奈川県は、条例で中小企業に対して、化学物質の自主管理を促進するためのリスク評価を行うことを定めました。

神奈川県が示したリスク評価方法は、[事業者の取扱量]×[有害性ファクター]×[排出係数(使用方法、保管状況などにより係数を設定)]よりリスクを算出し、その結果を事業者の自主管理に活用してもらおう、というものです。

今後神奈川県では、リスク評価に必要な有害性情報について県で検討会を開催し、有識者による議論を行い、評価方法の詳細について決定する予定になっています。

平成16年3月30日条例第22号により、第40条の次に次の2条が加えられました。

平成17年4月1日施行

「生活環境の保全などに関する条例」

第2節 化学物質の適正な管理

(安全性影響度の評価)

第40条の2 指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するとともに、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(化学物質の安全性影響度の評価に関する指針)

第40条の3 知事は、指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減に係る取組を支援するため、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針を定め、これを公表しなければならない。